

ふくしんの現況

2008

ディスクロージャー

福江信用組合

ごあいさつ

日頃より皆様方には当組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2008年版ディスクロージャー誌が作成できましたので、ご高覧いただきましてご不明な点、紙面に掲載していただきたい事項等があれば組合までご連絡いただきたいと思いますと考えております。

平成19年度の前半は、景気回復による利上げも期待されましたが、後半に入り米国に端を発したサブプライムローン問題で証券化商品を購入した世界中の金融機関が多額の損失を被ることになりました。また国内のほとんどの金融機関が株価下落、金利引き下げ、為替相場の円高等により保有している有価証券の評価損失を計上することになりました。

金融機関の収益悪化による金融収縮を発生させ景気の足を引っばる結果になりました。特に、今年になってからの原油や穀物の価格高騰は市民生活を圧迫しており、先進国と後進国の格差、あるいは南北問題を更に深刻化させているようです。国内でも地域間格差、大都市への富の集中による貧富の拡大が懸念されております。

当組合の営業地区である五島市においても人口の減少、高齢化、公共予算の縮小そして就業場所が少ない等、大変厳しい状況にあります。このような中、協同組織金融機関として地域経済の活性化にどう関わっていくか真価が問われているという思いがいたしております。

お取引いただいているお客様に“組合員のための組合、組合のための組合員”という一体感を持っていただくために組合員に対する取引メリット、特典の付与等々銀行と差別化を図る必要があると考えております。

これからも地域に根ざした金融機関として、なくてはならない存在になるために、役職員一丸となり業務に邁進してまいりますので引き続きご協力、ご支援を賜りますようお願いいたします。



理事長 野口 喬 史

平成20年 7 月

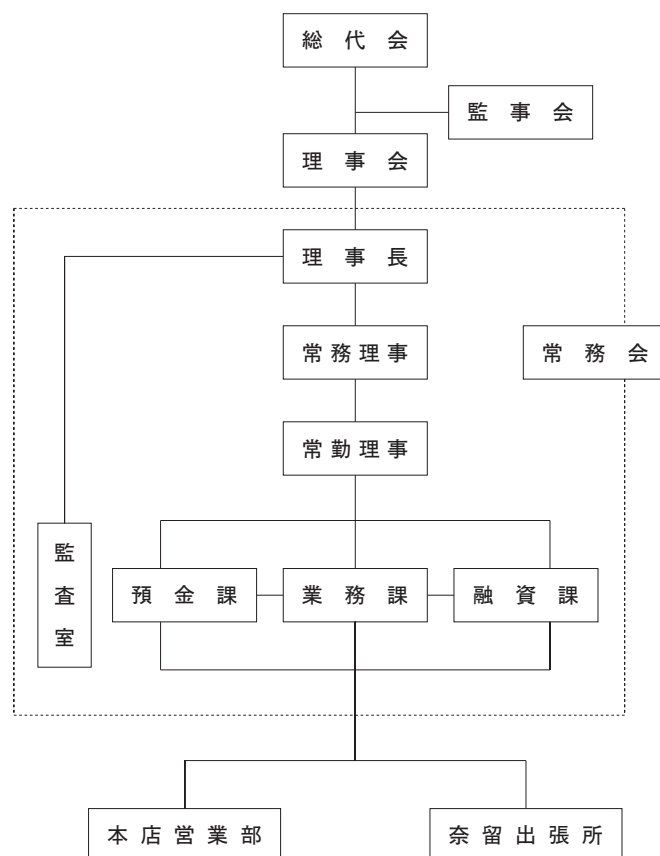
当組合のあゆみ（沿革）

昭和32年 4 月	創立総会
昭和32年 6 月	福江市福江町19番地五島商工会議所一階にて業務開始
昭和35年 8 月	福江市福江町692番地3（店舗を市の中心部へ移転） 営業地区の変更（福江市一円を福江市、岐宿町、三井楽町、富江町、玉之浦町、奈留町の区域へ拡大）
昭和37年 9 月	福江市大火にて類焼
昭和38年12月	本店店舗落成移転（現在地）
昭和43年 9 月	奈留出張所業務開始（奈留町浦郷1818-4）
昭和63年11月	自営オンライン（日本オリベッティ）導入
平成 4 年10月	全国信組共同オンライン（SKC）加盟
平成 6 年 4 月	現金自動支払機設置
平成15年 8 月	本店隣接地購入、駐車場設置
平成15年12月	現金自動預払機年間フル稼働実施
平成16年 8 月	1市5町の合併により住所表示及び営業地区表示の変更
平成17年 7 月	本店店舗の増改築
平成19年 6 月	創立50周年

《歴代理事長》

初代理事長	釜口 房 章（昭和32. 6～昭和43. 3）
第二代理事長	平山 昇（昭和43. 5～昭和45. 5）
第三代理事長	郡家 蔵一郎（昭和45. 5～昭和51. 5）
第四代理事長	山口 郁 男（昭和51. 5～平成 6. 5）
第五代理事長	藤田 七 郎（平成 6. 5～平成12. 6）
第六代理事長	川口 翎四郎（平成12. 6～平成18. 6）
第七代理事長	野口 喬 史（平成18. 6～ ）

事業の組織



本店 外 観

役員一覧（役職・氏名）

平成20年 7 月現在

理 事 長	野 口 喬 史
常 務 理 事	貞 方 英 世
常 勤 理 事	山 本 一 夫
理 事(非常勤)	川 口 翎 四 郎
理 事(非常勤)	才 津 琳 央
理 事(非常勤)	中 尾 盡 一
理 事(非常勤)	柿 森 誠
監 事(非常勤)	出 口 耕 三
員外監事(非常勤)	吉 次 智 則

事業方針（当組合の考え方）

■基本方針

「ふくしん」は、協同組織の金融機関として、相互扶助の精神に基づき、健全なる経営を維持し、豊かな地域社会づくりに奉仕します。

■経営方針

「ふくしん」は、地域の皆様に信頼され、愛される金融機関として社会的、公共的使命を果たすため、次の点を経営方針としています。

- ① 地域に根ざし、地域社会とともに発展する
お客様のお役に立つをモットーに、地域になくってはならない信用組合として独自性を発揮します。
- ② 法令等遵守（コンプライアンス）の精神を基本とする
お客様の揺ぎない信頼を得るために、倫理観のある行動に徹します。
- ③ 健全で信頼される信用組合となる
自己責任の基に経営の効率化を図り、適正なリスク管理体制を構築し、自己資本の充実に努めます。
- ④ 人材の育成と明るい職場をつくる
役職員ひとりひとりが信用組合の顔であり、質の高い金融サービスを提供し、信用組合理念を实践する人材の育成に努めます。

社会的責任と地域貢献

■社会的責任に関する考え方

当組合は、五島市一円を営業地域とし地元の中小零細事業者や勤労者等が組合員となってお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき、運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民ひとりひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客（組合員）の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

■金融を通しての地域貢献

（福江簡易手形交換所管内3行における当組合の貸出金シェア推移）

	18年3月末	19年3月末	20年3月末	（対前期比）
残高	4,640百万円	4,497百万円	4,313百万円	△184百万円
シェア	11.9%	13.1%	12.2%	△0.9%

■トピックス（ボランティア活動により表彰される）

9月3日の「しんくみの日」にちなみ、毎月3日を清掃奉仕の日として、全役職員が早朝に店周りの清掃活動を行っております。



この活動が認められ、第44回全国信用組合大会において「平成18年度しんくみの日週間」部門表彰を受けました。これからも地域活動として継続して参ります。

◎お客様満足度向上運動

営業室窓口に“お客様の声”回収BOXを設置したり、郵送によるアンケート調査を毎年実施して、広くお客様のご意見、ご要望を収集し、より一層の経営改善に努めて参ります。

明るいムードの窓口、元気な挨拶、お客様のお役に立つをモットーにがんばっています。

平成19年度 経営環境と事業概況

●金融経済環境

平成19年度の国内経済は、都市部と地方や大企業と中小・零細企業など地域間、企業間格差が顕著になってきたものの、企業収益が好調なことからプラス成長を維持していたが、世界的な原油高に加え、昨年8月に表面化した米国におけるサブプライムローン問題は、昨年末頃から世界同時株安、大幅なドル安に発展し国際的な景気動向に悪影響を与えることになりました。中でも株式や債券運用をしている金融機関にとっては大きな痛手となりました。

一方で当組合の営業地域である離島経済は、景気回復の材料に乏しく、依然として厳しい現状となっております。

◎預金・積金の状況

長崎県内信組が協調して実施した“がんばろう長崎”と題する定期キャンペーン効果等により、定期預金残高が459百万円（7.82%）増加し、預金・積金は末残・平残ともに増加しました。

期末残高 8,675百万円（前期比191百万円、2.26%）

期中平残 8,595百万円（前期比469百万円、5.77%）

◎貸出金の状況

住宅・教育・消費等の個人ローンを重点推進したが、事業性資金の需要減と不良債権の償却により貸出金は減少しました。

期末残高 4,313百万円（前期比△183百万円、△4.09%）

期中平残 4,459百万円（前期比△106百万円、△2.32%）

◎収支・損益の状況

貸出金の伸び悩みから余裕資金を有価証券で運用し、資金運用収益は35百万円（19.07%）増加しましたが、不良債権処理費用に22百万円を要したことから、当期純利益は5百万円（前期比72百万円増）に留まりました。

なお、その他有価証券の大幅な評価損（60百万円）計上により、自己資本額が減少（21百万円）しましたが、信用リスク・アセットも減少したため、新BIS基準適用の自己資本比率は、8%台（8.54%、前期比△0.19%）を維持できました。

貸借対照表

(単位：千円)

資産の部			
科	目	平成18年度	平成19年度
現	金	118,969	109,403
預	け	2,883,980	2,792,547
有	価	1,551,331	1,966,117
	証 券		
国	債	503,781	305,280
社	債	291,147	399,281
投	資	175,244	319,234
	信 託		
株	式	1,521	1,521
外	国	579,636	940,799
	証 券		
貸	出	4,497,978	4,313,983
	金		
手	形	775,358	555,681
	貸 付		
証	書	3,613,224	3,645,810
	貸 付		
当	座	109,394	112,490
	貸 越		
そ	の	92,111	114,345
	他 資 産		
全	信	60,000	60,000
	組 連 出 資 金		
商	工	4,000	4,000
	中 金 出 資 金		
未	収	22,300	23,515
	収 益		
そ	の	5,810	26,830
	他 資 産		
有	形	86,069	83,059
	固 定 資 産		
建	物	32,682	32,266
土	地	39,998	39,998
そ	の	13,387	10,794
	他 の 有 形 固 定 資 産		
無	形	1,776	1,357
	固 定 資 産		
ソ	フ	1,143	724
	ト ウ ェ ア		
そ	の	632	632
	他 の 無 形 固 定 資 産		
繰	延	35,931	51,752
	税 金 資 産		
債	務	23,539	23,595
	保 証 見 返		
貸	倒	△ 309,434	△ 290,907
	引 当 金		
(	う	△ 279,148	△ 248,459
	ち 個 別 貸 倒 引 当 金)		
資	産	8,982,251	9,165,256
	の 部 合 計		

負債及び純資産の部			
科	目	平成18年度	平成19年度
預	金	8,483,698	8,675,619
	積 金		
当	座	151,308	28,808
	預 金		
普	通	2,169,888	2,002,672
	預 金		
定	期	5,874,493	6,333,936
	預 金		
定	期	264,454	270,777
	積 金		
そ	の	23,553	39,425
	他 の 預 金		
そ	の	20,197	30,272
	他 負 債		
未	払	9,491	21,807
	費 用		
給	付	337	551
	補 て ん 備 金		
未	払	290	296
	法 人 税 等		
前	受	6,494	5,568
	収 益		
払	戻	2,509	655
	未 済 金		
そ	の	1,074	1,393
	他 の 負 債		
賞	与	3,308	3,222
	引 当 金		
退	職	20,271	20,776
	給 付 引 当 金		
役	員	2,786	5,644
	退 職 慰 労 引 当 金		
睡	眠	—	47
	預 金 払 戻 損 失 引 当 金		
再	評	7,195	7,195
	価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		
債	務	23,539	23,595
	保 証		
負	債	8,560,996	8,766,374
	の 部 合 計		
出	資	170,796	180,091
	金		
普	通	170,796	180,091
	出 資 金		
利	益	241,033	244,481
	剰 余 金		
利	益	120,000	123,000
	準 備 金		
そ	の	121,033	121,481
	他 利 益 剰 余 金		
特	別	160,000	100,000
	積 立 金		
当	期	△ 38,966	21,481
	末 処 分 剩 余 金 (△ 損 失)		
組	合	411,830	424,572
	員 勘 定 計		
そ	の	△ 6,545	△ 41,661
	他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
土	地	15,970	15,970
	再 評 価 差 額 金		
純	資	421,255	398,881
	産 の 部 計		
負	債	8,982,251	9,165,256
	及 び 純 資 産 の 部 合 計		

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
 - 再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日
 - 当該事業用土地の再評価前の帳簿価格 1,854 千円
 - 当該事業用土地の再評価後の帳簿価格 25,020 千円

- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法
 - 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第 2 条 4 号に定める固定資産税課税評価格に基づき算出
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価格の合計額との差額
 - △15,138 千円
- 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。主な耐用年数は、建物 13年～39年、動産 5年～20年であります。
 - なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ752千円減少しております。
 - また、当期より、平成19年 3 月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表に与える影響は軽微であります。

経理・経営内容

5. 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第４号）に規程する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。
- 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。
- 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（19年３月31日現在）
- | | |
|----------------|------------|
| 年金資産の額 | 406,681百万円 |
| 年金財政計算上の給付債務の額 | 347,781 |
| 差 引 額 | 58,900 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
- （自18年４月１日 至19年３月31日） 0.079％
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
10. 利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年４月13日）が平成19年４月１日以後開始する年度から適用されることに伴い、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 貸出金のうち、破綻先債権額は、275,425千円、延滞債権額は、36,294千円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

13. 貸出金のうち、３ヶ月以上延滞債権額はありません。
- なお、３ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞先債権に該当しないものであります。
14. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、163,683千円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞先債権及び３ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
15. 破綻先債権額、延滞債権額、３ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、475,402千円であります。
- なお、12.から15.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 78,734千円
17. 理事及び監事に対する金銭債権総額 7,795千円
18. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の端末機（信組情報サービス機）等についてリース契約により使用しています。
19. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------------------|
| 預け金 | 346,900千円（為替取引保証金ほか） |
| 現金 | 50千円（五島市公金取扱保証金） |
20. 出資一口あたりの純資産額は、1,107円44銭であります。
21. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。（単位：千円）
- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
- (2) 満期保有目的の債券で時価のあるものは、次のとおりであります。
- | | | | | | |
|------|----------|---------|---------|-----|--------|
| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 | うち益 | うち損 |
| 外国債券 | 940,799 | 854,692 | △86,107 | 0 | 86,107 |
- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
- (4) その他有価証券で時価のあるものは、次のとおりであります。
- | | | | | | |
|------|-----------|-----------|---------|-------|--------|
| | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 評価差額 | うち益 | うち損 |
| 国 債 | 299,907 | 305,280 | 5,349 | 5,349 | 0 |
| 社 債 | 398,300 | 399,281 | 785 | 3,418 | 2,633 |
| 投資信託 | 385,800 | 319,234 | △66,565 | 0 | 66,565 |
| 合 計 | 1,084,008 | 1,023,796 | △60,431 | 8,767 | 69,199 |
- なお、上記の評価差額に繰延税金資産18,769千円を加えた額△41,661千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
22. 時価のない有価証券の内容と貸借対照表計上額は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|----------|
| 内 容 | 貸借対照表計上額 |
| その他有価証券（非上場株式） | 1,521千円 |
23. その他有価証券のうち満期があるもの（債券）及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は、次のとおりであります。（単位：千円）
- | | | | | |
|-----|---------|---------|----------|---------|
| | １年以内 | １年超５年以内 | ５年超10年以内 | 10年超 |
| 国 債 | 100,261 | 205,019 | 0 | 0 |
| 社 債 | 0 | 199,426 | 199,855 | 0 |
| 外 債 | 0 | 200,000 | 100,000 | 640,799 |
| 合 計 | 100,261 | 604,445 | 299,855 | 640,799 |
24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
- | | |
|---------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | 53,657 千円 |
| （貸倒引当金損金算入限度額超過額） | 11,875 |
| （退職給付引当金損金算入限度額超過額） | 5,899 |
| （その他） | 35,883 |
| 繰延税金負債（その他有価証券評価益分） | 1,905 |
| 繰延税金資産の純額 | 51,752 |

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成18年度	平成19年度
経 常 収 益	201,276	235,429
資 金 運 用 収 益	185,636	221,040
貸 出 金 利 息	149,857	150,933
預 け 金 利 息	14,043	17,549
有価証券利息配当金	19,216	50,037
その他の受入利息	2,520	2,520
役務取引等収益	6,788	5,804
受入為替手数料	2,916	2,879
その他の役務収益	3,871	2,925
その他業務収益	8,024	8,173
国債等債券償還益	4,500	4,445
その他の業務収益	3,524	3,728
その他経常収益	826	410
その他の臨時収益	826	410
経 常 費 用	264,445	234,387
資 金 調 達 費 用	11,695	31,310
預 金 利 息	11,191	30,542
給付補填備金繰入額	504	768
役務取引等費用	10,964	12,787
支払為替手数料	670	683
その他の役務費用	10,294	12,103
その他業務費用	－	1,516
国際等債券売却損	－	1,324
その他の業務費用	－	191
経 費	155,106	151,714
人 件 費	107,761	108,106
物 件 費	46,199	42,772
税 金	1,146	836
その他経常費用	86,678	37,057
貸倒引当金繰入額	83,146	34,081
その他の経常費用	3,531	2,976
経 常 利 益 (△経常損失)	△ 63,168	1,042
特 別 利 益	－	5,720
償 却 債 権 取 立 益	－	5,720
特 別 損 失	3,025	117
固 定 資 産 処 分 損	239	117
その他の特別損失	2,786	－
税引前当期純利益 (△純損失)	△ 66,194	6,645
法人税、住民税及び事業税	794	1,520
当期純利益 (△純損失)	△ 66,988	5,124
前 期 繰 越 金	22,022	16,356
退職給与積立金取崩額	6,000	－
当期末処分剰余金 (△未処理損失)	△ 38,966	21,481

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たりの当期純利益 (△純損失) 14円63銭

経費の内訳

(単位：千円)

科 目	平成18年度	平成19年度
人 件 費	107,761	108,106
報 酬 給 料 手 当	89,912	88,990
賞与引当金純繰入額	△ 952	△ 86
退 職 給 付 費 用	8,788	9,493
社 会 保 険 料 等	10,013	9,709
物 件 費	46,199	42,772
事 務 費	23,407	20,193
固 定 資 産 費	5,152	5,355
事 業 費	4,053	3,593
人 事 厚 生 費	960	917
預 金 保 険 料	6,468	6,612
有形固定資産償却	5,649	5,683
無形固定資産償却	506	418
税 金	1,146	837
経 費 合 計	155,106	151,715

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成18年度	平成19年度
当 期 未 処 分 剰 余 金 (△ 当期末処理損失金)	△ 38,966	21,481
特 別 積 立 金 取 崩 額	60,000	－
剰 余 金 処 分 額	4,676	4,744
(利 益 準 備 金) (普通出資に対する配当金)	3,000 (年1.0%) 1,676	3,000 (年1.0%) 1,744
次 期 繰 越 金	16,356	16,737

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8に規定する「特定信用組合」に該当しておりません。したがって、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査法人の監査によらず当組合監事による監査を受けております。

なお、当組合は員外監事（1名）を導入しております。又、全国信用組合監査機構によるサポート監査を受けております。

代表理事の確認

私は当組合の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第51期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認しました。

平成20年6月16日
 福江信用組合

理事長

野 口 喬 史

経理・経営内容

粗 利 益				(単位：千円)	
科 目		平成18年度	平成19年度		
資 金 運 用 収 支	資 金 運 用 収 益	185,636	221,040		
	資 金 調 達 費 用	11,695	31,310		
	資 金 運 用 収 支	173,941	189,730		
役 務 取 引 等 収 支	役 務 取 引 等 収 益	6,788	5,804		
	役 務 取 引 等 費 用	10,964	12,787		
	役 務 取 引 等 収 支	△ 4,175	△ 6,983		
そ の 他 業 務 収 支	そ の 他 業 務 収 益	8,024	8,173		
	そ の 他 業 務 費 用	－	1,516		
	そ の 他 業 務 収 支	8,024	6,657		
業 務 粗 利 益		177,790	189,404		
業 務 粗 利 益 率		2.05	2.07		

(注) 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役務取引の状況				(単位：千円)	
科 目		平成 18 年度	平成 19 年度		
役 務 取 引 等 収 益	役 務 取 引 等 収 益	6,788	5,804		
	受 入 為 替 手 数 料	2,916	2,879		
	その他の受入手数料	3,871	2,925		
役 務 取 引 等 費 用	役 務 取 引 等 費 用	10,964	12,787		
	支 払 為 替 手 数 料	670	683		
	その他の支払手数料	4,002	5,683		
	その他の役務取引等費用	6,292	6,420		

受取利息および支払利息の増減				(単位：千円)	
項 目		平成18年度	平成19年度		
受 取 利 息 の 増 減		25,135	35,404		
支 払 利 息 の 増 減		9,202	19,615		

業務純益				(単位：千円)	
項 目		平成18年度	平成19年度		
業 務 純 益		25,140	25,527		



主要な経営指標の推移						(単位：千円)
区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
経 常 収 益	184,505	180,468	171,307	201,276	235,429	
経 常 利 益	△ 18,901	10,885	△ 14,299	△ 63,168	1,042	
当 期 純 利 益	△ 22,762	14,402	△ 32,351	△ 66,988	5,124	
預 金 積 金 残 高	8,137,958	8,103,596	7,955,616	8,483,698	8,675,619	
貸 出 金 残 高	4,753,253	4,737,845	4,640,805	4,497,978	4,313,983	
有 価 証 券 残 高	793,461	810,201	785,104	1,551,331	1,966,117	
総 資 産 額	8,742,352	8,738,436	8,516,029	8,982,251	9,165,256	
純 資 産 額	507,967	536,190	485,377	421,255	398,881	
自己資本比率（単体）	10.88%	11.40%	10.64%	8.73%	8.54%	
出 資 総 額	160,856	165,468	167,610	170,796	180,091	
出 資 総 口 数	321,713	330,937	335,221	341,593	360,182	
出資に対する配当金	(2.0%) 2,333	(2.0%) 3,300	(2.0%) 3,294	(1.0%) 1,677	(1.0%) 1,744	
組 合 員 数	2,412人	2,424	2,442人	2,452人	2,512人	
職 員 数	13人	14人	14人	14人	14人	

(注) 残高計数は期末日現在、職員数は役員を除いた人数です。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：千円)

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資 金 運 用 勘 定	18年度	8,662,727	185,636	2.14%	
	19年度	9,134,824	221,040	2.41	
	う ち 貸 出 金	18年度	4,565,557	149,857	3.28
		19年度	4,459,225	150,933	3.38
	う ち 預 け 金	18年度	3,082,095	14,043	0.45
		19年度	2,651,253	17,549	0.66
	う ち 有 価 証 券	18年度	950,964	19,216	2.02
		19年度	1,960,235	50,037	2.55
資 金 調 達 勘 定	18年度	8,125,719	11,695	0.14	
	19年度	8,595,416	31,311	0.36	
	う ち 預 金 積 金	18年度	8,125,665	11,695	0.14
		19年度	8,595,321	31,311	0.36

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高 (18年度11,206千円、19年度964千円) をそれぞれ控除して表示しております。

その他業務収支（損益）の内訳

(単位：千円)

項 目	平成18年度	平成19年度
国債等債券関係損益	4,500	3,120
そ の 他	3,524	3,537
そ の 他 業 務 損 益	8,024	6,657

有価証券、金銭の信託等の取得価格または契約価格、時価及び評価損益

(単位：千円)

項 目		取得価格 または契約価格	時 価	評価損益
有 価 証 券	18年度末	1,560,825	1,527,180	△ 33,645
	19年度末	2,026,548	1,880,010	△ 146,538

注 1. 有価証券の「時価」は、上場有価証券については決算日時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの（店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については標準価格）については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。
2. 金銭の信託及びデリバティブ等商品取引は、取扱っておりません。

その他業務（内国為替取扱実績）

(単位：件、百万円)

区 分		平成 18 年 度		平成 19 年 度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	3,768	3,429	4,114	3,080
	被仕向	4,366	2,207	4,458	1,822
代金取立	仕 向	139	37	119	28
	被仕向	31	15	17	4

総資産利益率

区 分	平成18年度	平成19年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△0.72 %	0.01 %
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△0.77	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

区 分	平成18年度	平成19年度
資 金 運 用 利 回 (a)	2.14 %	2.41 %
資 金 調 達 原 価 率 (b)	2.05	2.12
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.09	0.30

1 店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
1 店 舗 当 り の 預 金 残 高	4,241	4,337
1 店 舗 当 り の 貸 出 金 残 高	2,248	2,156

職員 1 人当りの預金および貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
職 員 1 人 当 り の 預 金 残 高	605	619
職 員 1 人 当 り の 貸 出 金 残 高	321	308

預貸率および預証率

区 分		平成18年度	平成19年度
預 貸 率	(期 末)	53.01 %	49.72 %
	(期中平均)	56.18	51.87
預 証 率	(期 末)	18.28	22.66
	(期中平均)	11.70	22.80

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成18年度末	平成19年度末
全 国 信 用 協 同 組 合 連 合 会	3,676	3,201
国 民 生 活 金 融 公 庫	99,311	101,973
合 計	102,987	105,174

資 金 調 達

預金種目別平均残高 (単位：百万円、％)

種 目	平成18年度		平成19年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	2,276	28.0	2,145	25.0
定 期 性 預 金	5,849	72.0	6,450	75.0
合 計	8,125	100.0	8,595	100.0

預金者別預金残高 (単位：百万円、％)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	7,439	87.7	7,709	88.9
法 人	1,044	12.3	965	11.1
一 般 法 人	960	11.3	851	9.8
金 融 機 関	6	0.1	6	0.1
公 金	77	0.9	108	1.2
合 計	8,483	100.0	8,675	100.0

資 金 運 用

貸出金種類別平均残高 (単位：千円、％)

科 目	平成18年度		平成19年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	792,794	17.4	738,811	16.6
証 書 貸 付	3,658,986	80.1	3,603,561	80.8
当 座 貸 越	113,777	2.5	116,853	2.6
合 計	4,565,557	100.0	4,459,225	100.0

貸出金業種別残高・構成比 (単位：千円、％)

業 種 別	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	93,917	2.1	178,796	4.1
農 業	618	0.0	274	0.0
漁 業	3,479	0.1	2,308	0.1
建 設 業	830,185	18.5	588,962	13.7
情 報 通 信 業	14,466	0.3	49,496	1.1
運 輸 業	23,620	0.5	29,230	0.7
卸 売 ・ 小 売 業	233,971	5.2	271,475	6.3
金 融 ・ 保 険 業	—	—	477	0.0
不 動 産 業	237,339	5.3	214,985	5.0
各 種 サ ー ビ ス	418,199	9.3	496,507	11.5
そ の 他 の 産 業	8,728	0.2	—	—
小 計	1,864,526	41.5	1,832,516	42.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,633,451	58.5	2,481,467	57.5
合 計	4,497,978	100.0	4,313,983	100.0

貸出金担保別残高 (単位：千円、％)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	206,490	4.6	209,948	4.9
不 動 産	2,580,981	57.4	2,410,163	55.9
そ の 他	83,259	1.8	52,506	1.2
小 計	2,870,730	63.8	2,672,617	62.0
信用保証協会・信用保険	179,878	4.0	361,423	8.4
保 証	1,447,367	32.2	1,279,941	29.6
合 計	4,497,978	100.0	4,313,983	100.0

貸出金使途別残高 (単位：千円、％)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,522,629	33.9	1,328,786	30.8
設 備 資 金	2,975,348	66.1	2,985,197	69.2
合 計	4,497,978	100.0	4,313,983	100.0

消費者ローン・住宅ローン残高 (単位：千円、％)

区 分	平成18年度末		平成19年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	212,454	8.8	169,734	7.4
住 宅 ロ ー ン	2,204,019	91.2	2,138,382	92.6
合 計	2,416,473	100.0	2,308,116	100.0

有価証券種類別平均残高 (単位：千円、％)

区 分	平成18年度		平成19年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	499,501	52.5	412,947	21.1
社 債	297,884	31.3	433,140	22.1
株 式	1,521	0.2	1,521	0.1
そ の 他 の 証 券	152,056	16.0	1,112,626	56.7
合 計	950,964	100.0	1,960,235	100.0

リスク管理債権及び同債権に対する保全額 (単位：千円、%)

区 分		残 高 (A)	担 保 ・ 保 証 (B)	貸 倒 引 当 金 (C)	保 全 率 (%) (B + C) / A
破 綻 先 債 権	平成18年度	210,450	37,900	172,550	100.00
	平成19年度	275,425	47,796	227,629	100.00
延 滞 債 権	平成18年度	157,437	53,730	103,707	100.00
	平成19年度	36,294	16,665	19,629	100.00
3 ヶ月以上延滞債権	平成18年度	—	—	—	—
	平成19年度	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成18年度	231,001	12,905	3,508	7.10
	平成19年度	163,683	10,905	4,863	9.63
合 計	平成18年度	598,888	104,535	279,765	64.16
	平成19年度	475,402	75,366	253,322	69.13

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイ。会社更生の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、ロ。民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ。破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ。商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ。手形交換所において取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金であり、自己査定における債務者区分が破綻先に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金であり、自己査定における債務者区分が実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金です。

3. 「3 ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する貸出金の一部です。

5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 (単位：千円、%)

区 分	年 度	債 権 額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 額 (D) = (B + C)	保 全 率 D / A	貸倒引当金引当率 C / (A - B)
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	平成18年度	250,242	57,257	192,985	250,242	100.00	100.00
	平成19年度	312,139	64,861	247,278	312,139	100.00	100.00
危 険 債 権	平成18年度	120,738	35,662	85,076	120,738	100.00	100.00
	平成19年度	—	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	平成18年度	231,001	12,905	3,508	16,413	7.10	1.60
	平成19年度	163,683	10,905	4,863	15,768	9.63	3.18
不 良 債 権 計	平成18年度	601,981	105,824	281,569	387,393	64.35	56.74
	平成19年度	475,822	75,766	252,141	327,907	68.91	63.02
正 常 債 権	平成18年度	3,928,270					
	平成19年度	3,865,071					
合 計	平成18年度	4,530,251					
	平成19年度	4,340,893					

(注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、自己査定における債務者区分が破綻先及び実質破綻先に対する債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権であり、自己査定における債務者区分が破綻懸念先に対する債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3 ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先に対する債権の一部です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権であり、自己査定における債務者区分が要注意先債権に対する債権のうち、要管理債権以外の債権及び正常先に対する債権です。

5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

【自己資本比率規制（バーゼルⅡ）】の概要

バーゼルⅡとは、2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から最終案が公表された、金融機関の新しい自己資本比率規制のことです。バーゼルⅡは、近年の金融機関のリスク管理実務の進展や金融技術の高度化等を踏まえ、金融機関の直面するリスクをより精緻に評価すると同時に、金融機関のリスク管理能力向上を促すことを目指しています。平成19年3月末から適用されたバーゼルⅡは次の3つの柱で構成されています。

☆「第1の柱（最低所要自己資本比率）」

第1の柱では、最低所要自己資本比率を定めており、分母となるリスクの計測にあたり、信用リスク（貸倒れのリスク）の計測の精緻化に加え、オペレーショナル・リスク（事務事故や不正行為等により金融機関が損失を被るリスク）の計測が新たに自己資本比率の算定に導入されました。

数式で示しますと次のようになります。 $\{ \text{自己資本} \div (\text{信用リスク} + \text{オペレーショナルリスク}) \} \geq 4\%$

☆「第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）」

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理し、リスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」のリスク管理と自己資本の充実の取組を期待すること、また当局は、各金融機関が自発的に創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずることが求められています。

☆「第3の柱（市場規律）」

第3の柱では、開示の充実を通じて市場規律の実効性を高めることとされ、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められています。

1. 自己資本の構成に関する事項

◎自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目（Tier 1）と補完的項目（Tier 2）で構成されています。平成19年度末の自己資本額のうち、当組合が積み立てているもの以外のものは、基本的項目で地域のお客様からお預りしている出資金が該当します。

◎自己資本の構成と自己資本比率の状況 （単位：千円）

項	目	平成18年度	平成19年度
（ 自 己 資 本 ）			
出 資 金		170,796	180,091
非 累 積 的 永 久 優 先 出 資		—	—
利 益 準 備 金		123,000	126,000
特 別 積 立 金		100,000	100,000
次 期 繰 越 金		16,356	16,737
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損（△）		6,545	41,661
基 本 的 項 目（A）		403,607	381,167
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45％相当額		10,424	10,424
一 般 貸 倒 引 当 金		30,286	42,448
補 完 的 項 目 不 算 入 額（△）		—	11,659
補 完 的 項 目（B）		40,710	41,213
自 己 資 本 総 額 [A + B]（C）		444,318	422,380
控 除 項 目 計（D）		—	—
自 己 資 本 額 [C - D]（E）		444,318	422,380
（ リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 ）			
資 産（オン・バランス） 項 目		4,744,392	4,592,570
オフ・バランス取引等 項 目		23,539	23,600
オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額		317,325	329,012
リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計（F）		5,085,256	4,945,182
単 体 T i e r 1 比 率（A／F）		7.93％	7.70
単 体 自 己 資 本 比 率（E／F）		8.73％	8.54

（注）「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

2. 自己資本の充実度に関する事項

◎当組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

現在の自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率（8.54％）及びTier 1 比率（7.70％）において、いずれも国内基準である4％を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、繰延税金資産の自己資本のTier 1 に占める割合は、13.57％と低位な水準にあると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお収支計画については、貸出金計画の利息収入や有価証券等の余資運用収益のほか資金調達費用、経費等当組合がおかれた経営環境を十分に踏まえたうえで策定しております。

将来の自己資本の充実度の評価に関しましては、統合的に把握したリスク量が同時に顕在化した場合において、現在の自己資本から想定したリスク額を差し引いた自己資本比率が、国内基準4％を上回る水準にあるかにより評価しております。

◎ポートフォリオ区分ごとのリスク・アセットと所要自己資本の額（単体）（単位：千円）

リ ス ク の 区 分	平 成 18 年 度		平 成 19 年 度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスク・アセット、所要自己資本の額（イ）	4,767,931	190,717	4,616,170	184,647
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	4,767,931	190,717	4,616,170	184,647
①ソブリン向け	93,445	3,738	7	0
②金融機関向け	692,723	27,709	929,594	37,184
③法人等向け	—	—	159,749	6,390
④中小企業・個人向け	364,020	14,561	720,813	28,833
⑤抵当権付住宅ローン	215,985	8,639	207,027	8,281
⑥不動産取得等事業向け	134,847	5,394	37,200	1,488
⑦三月以上延滞等	64,404	2,576	64,267	2,571
⑧その他	3,202,507	128,100	2,497,513	99,900
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク、所要自己資本の額（ロ）	317,325	12,693	329,012	13,160
リスク・アセット合計、総所要自己資本額（イ＋ロ）	5,085,256	203,410	4,945,182	197,807

- （注） 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金の協会のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。具体的には、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合のオペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しており、算定方法は以下のとおりです。
- 〔粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15％〕÷〔直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数〕÷8％
7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「リスク管理規定」、「貸付規程取扱要領」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、融資審査時点での債務者区分の決定、厳格な資産の自己査定を年2回実施しています。さらに貸出限度額や大口貸出先を管理することで特定の債務者への与信集中回避、業種毎の残高構成を管理することで特定業種への与信集中を回避する等のポートフォリオ管理も定期的を実施しております。以上、一連の信用リスク管理の状況につきましては、ALM委員会や常務会で協議検討を重ねるとともに、必要に応じて理事会へ報告する態勢を整備しております。

信用コストと定義されます貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」および「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分毎に算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先は債権額から担保の処分可能見込額等を減算し、残債権額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。実質破綻先および破綻先につきましては、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額等を減算し、残債権額の全額を引当てております。なお、それぞれの結果については監事監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 信用リスクに関するエクスポージャーの主な地域別、種類別及び残存期間別の期末残高 (単位：千円)

区 分		信用リスクエクスポージャーの期末残高										うち 3 月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		そ の 他 (投資信託等)			
		18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
国 内	8,712,049	8,515,364	4,521,517	4,337,578	794,928	704,561	—	—	3,395,604	3,473,225	250,951	312,139	
国 外	579,636	940,799	—	—	579,636	940,799	—	—	—	—	—	—	
地 域 別 合 計	9,291,685	9,456,163	4,521,517	4,337,578	1,374,564	1,645,360	—	—	3,395,604	3,473,225	250,951	312,139	
製 造 業	287,985	278,417	93,917	178,796	194,068	99,621	—	—	—	—	—	—	
農 業	618	274	618	274	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁 業	3,479	2,308	3,479	2,308	—	—	—	—	—	—	—	—	
建 設 業	830,185	588,962	830,185	588,962	—	—	—	—	—	—	208,793	149,104	
情 報 通 信 業	15,907	50,937	14,466	49,496	—	—	—	—	1,441	1,441	—	—	
運 輸 業	23,620	29,230	23,620	29,230	—	—	—	—	—	—	3,000	3,000	
卸 売 業、 小 売 業	234,051	373,470	233,971	271,475	—	101,915	—	—	80	80	28,384	27,728	
金 融 ・ 保 険 業	3,567,095	3,995,568	—	477	676,715	1,138,544	—	—	2,890,380	2,856,547	—	—	
不 動 産 業	237,339	214,985	237,339	214,985	—	—	—	—	—	—	—	—	
各 種 サ ー ビ ス	418,199	496,507	418,199	496,507	—	—	—	—	—	—	289	122,660	
国 ・ 地方公共団体等	503,781	305,280	—	—	503,781	305,280	—	—	—	—	—	—	
個 人	2,656,990	2,505,062	2,656,990	2,505,062	—	—	—	—	—	—	10,485	9,647	
そ の 他	512,431	615,157	8,728	—	—	—	—	—	503,703	615,157	—	—	
業 種 別 合 計	9,291,685	9,456,163	4,521,517	4,337,578	1,374,564	1,645,360	—	—	3,395,604	3,473,225	250,951	312,139	
1 年 以 下	5,753,636	6,577,913	3,377,000	3,035,000	579,636	1,146,913	—	—	1,797,000	2,396,000			
1 年 超 3 年 以 下	1,515,110	856,000	346,000	361,000	199,110	100,000	—	—	970,000	395,000			
3 年 超 5 年 以 下	547,147	493,935	230,000	294,000	202,147	199,935	—	—	115,000	—			
5 年 超 7 年 以 下	498,671	317,512	105,000	119,000	393,671	198,512	—	—	—	—			
7 年 超 10 年 以 下	102,000	117,000	102,000	117,000	—	—	—	—	—	—			
10 年 超	103,000	163,000	103,000	163,000	—	—	—	—	—	—			
期間の定めのないもの	294,631	288,178	228,000	221,000	—	—	—	—	66,631	67,178			
そ の 他	477,490	642,625	30,517	27,578	—	—	—	—	446,973	615,047			
残 存 期 間 別 合 計	9,291,685	9,456,163	4,521,517	4,337,578	1,374,564	1,645,360	—	—	3,395,604	3,473,225			

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高のほか、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 「その他」とは、上記1、2のほか、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、有形固定資産等の資産や宗教法人、社団等が含まれます。

4. 貸出金等及びオフ・バランス取引の残存期間別仕訳において、一部に仕訳困難なものがあり、その他に区分しております。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

(3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：千円)

		期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額		期 末 残 高
				目 的 使 用	そ の 他	
一般貸倒引当金	平 成 18 年 度	32,743	30,286	－	32,743	30,286
	平 成 19 年 度	30,286	42,448	－	30,286	42,448
個別貸倒引当金	平 成 18 年 度	251,835	95,060	58,290	9,457	279,148
	平 成 19 年 度	279,148	54,354	52,608	32,435	248,459
合 計	平 成 18 年 度	284,578	125,346	58,290	42,200	309,434
	平 成 19 年 度	309,434	96,802	52,608	62,721	290,907

(4) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位：千円)

	個 別 貸 倒 引 当 金								貸出金償却	
	期 首 残 高		当 期 増 加 額		当 期 減 少 額		期 末 残 高			
	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度
建 設 業	209,229	166,611	7,561	1,762	50,179	56,272	166,611	112,101	－	－
卸売業、小売業	34,528	19,297	1,734	504	16,965	136	19,297	19,665	－	－
各 種 サ ー ビ ス	997	84,367	83,969	51,994	599	27,859	84,367	108,502	－	－
個 人	7,081	7,786	709	－	4	776	7,786	7,010	－	－
そ の 他	－	1,087	1,087	94	－	－	1,087	1,181	－	－
合 計	251,835	279,148	95,060	54,354	67,747	85,043	279,148	248,459	－	－

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリア（五島市のみ）にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 平成18年度は貸出金償却額58,290千円、平成19年度は貸出金償却額52,608千円をそれぞれ計上しておりますが、全額が期首の個別貸倒引当金の目的使用による取崩しであったことから相殺しているため、本表に計上された金額はありません。

(5) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位：千円)

告示で定める リスク・ウェイト区分（％）	エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 額					
	平 成 18 年 度			平 成 19 年 度		
	格 付 有 り	格 付 無 し	計	格 付 有 り	格 付 無 し	計
0 %	－	622,750	622,750	481,784	109,404	591,188
10%	－	－	－	－	147,509	147,509
20%	579,636	2,883,980	3,463,616	853,697	2,800,977	3,654,674
35%	－	617,102	617,102	－	591,508	591,508
50%	－	－	－	－	235,864	235,864
75%	－	539,701	539,701	－	1,014,646	1,014,646
100%	－	3,326,303	3,326,303	－	3,201,676	3,201,676
150%	－	57,257	57,257	－	19,098	19,098
350%	－	－	－	－	－	－
その他	－	660,924	660,924	－	－	－
自己資本控除	－	－	－	－	－	－
合 計	579,636	8,708,017	9,287,653	1,335,481	8,120,682	9,456,163

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。
・(株)格付投資情報センター（R&I）
・(株)日本格付研究所（JCR）
・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
3. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

4. 信用リスク削減手法に関する事項

◎信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手法の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置づけとして認識しております。したがって、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。当組合が扱う担保には自組合預金積金・有価証券・不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸付規程」および「貸付事務取扱要領」等により適切な事務取扱および適切な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関してお客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、組合が定める「貸付規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自組合預金積金・上場株式、保証として政府関係機関保証・金融機関保証・適格格付機関が付与している格付けのある保証会社保証等が該当します。

◎信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		18 年 度	19 年 度	18 年 度	19 年 度	18 年 度	19 年 度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		192,904	209,948	－	－	－	－
①	ソブリン向け	－	－	－	－	－	－
②	金融機関向け	－	－	－	－	－	－
③	法人等向け	－	－	－	－	－	－
④	中小企業等・個人向け	40,755	53,561	－	－	－	－
⑤	抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
⑥	不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
⑦	三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
⑧	その他	152,149	156,387	－	－	－	－

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項がありません

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項がありません。

7. オペレーショナル・リスクに関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的事象により組合が損失を被る狭義の経営リスクと定義しております。その原因に基づき、①事務リスク（事務に係るもの）、②システムリスク（システムに係るもの）、③その他のオペレーショナル・リスク（内外からの不正等によるもの、物的資産の損傷、顧客や商品・提供するサービスに起因するものおよび労務慣行等から生じるもの）に分類し、確実にリスクを認識し、評価しております。

◎オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。（算式は12項に記載しております。）

自己資本の充実状況等について金融庁長官が定める事項（バーゼルⅡ第3の柱）

8. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャー（以下「出資等」という。）に関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、その他全信組連等への出資金が該当します。そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識につきましては、時価評価および最大予想損失額（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、定期的にALM委員会や常務会へ報告することとしております。

一方、非上場株式、その他全信組連等への出資金に関しましては、当組合が定める「資金運用規程」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、諸財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを行い、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当組合が定める「資産の自己査定基準」、「償却・引当基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

◎出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：千円)

	平成18年度			平成19年度		
	貸借対照表計上額	時価	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	時価	当期の損益に含まれた評価差額
上場株式等	－	－	－	－	－	－
非上場株式等	65,521	65,521	－	65,521	65,521	－
合計	65,521	65,521	－	65,521	65,521	－

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。また、市場価格のないものは簿価により計上しております。

2. 子会社株式及び関連会社株式に該当するものは、ありません。

3. 出資等エクスポージャーについて売却及び償却したものは、ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

◎リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、リスクの高い新商品等の導入による影響などをALM（資産負債総合管理）システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

◎内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、『アウトライヤー基準』によるものとし、以下の定義に基づいて算定しております。

- 計測手法： 預金、貸出金、有価証券ともに「金利ラダー方式」
- コア預金の対象⇒流動性預金のうち、決済性預金を除く普通預金及び貯蓄預金
算定手法⇒算定現在残高の50%相当額 満期⇒5年以内（平均2.5年）
- 金利感応資産： 貸出金、有価証券、預け金の資金調達勘定
- 金利感応負債： 定期性預金、要求払性預金、その他の資金調達勘定
- 金利ショック幅： 99%タイル値
- リスク計測の頻度： 月次

◎銀行勘定における金利リスク量

金利ショックに対する損益・経済価値の増減額（金利リスク量）	平成18年度	平成19年度
	79百万円	59百万円

(注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金、貸出金、有価証券等）が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では99%タイル値として銀行勘定の金利リスク量を算出しております。

2. 要求性払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がないことから、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金を「コア預金」と定義し、当組合では普通預金等の額の50%相当額を平均2.5年としてリスク量を算定しております。

3. 銀行勘定の金利リスクは、運用勘定と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。（平成19年度）
金利リスク量（59百万円）＝運用勘定の金利リスク量（151百万円）＋調達勘定の金利リスク量（△92百万円）

10. 自己資本比率関係の用語の説明

繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異」を税効果会計によって調整することで生じる。
A L M	Asset Liability Management（アセット・ライアビリティ・マネジメント）の略称。資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートリスク管理方法。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が自己資本（Tier 1 と Tier 2 の合計額）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行うこと。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、BPVや%タイル値といった算出方法がある。
B P V	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー）の略称。金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1 ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。新BIS基準では、アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における金利変化幅は、次の①、②から金融機関が選択することとなっています。①上下200ベース・ポイント（2.0%）の平行移動 ②保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1 %タイル値と99%タイル値。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント（%）目の値。99%タイル値は99%目の値。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定める。
V a R	Value at Risk（バリュー・アット・リスク）の略称。将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。
G P S	Grid Point Sensitivity（グリッド・ポイント・センシティブリティ）の略称。金利リスクの指標の1つで、一定期間毎の金利が1 ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
ストレス・テスト	例外的だが蓋然性のある事象（9.11テロ、ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する方法。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には、貸出金、債務保証などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券等）に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額。
派生商品取引 （＝デリバティブ取引）	有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡ（新自己資本比率規制）において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているもの。
不動産取得等事業者	不動産の取得又は運用を目的とした事業者のこと。
Tier 1（基本的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の基本的項目であり、出資金、資本剰余金、利益準備金などから構成されています。
Tier 2（補完的項目）	自己資本比率規制の中で使われる概念で、自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金、土地再評価差額金の45%相当額などから構成されています。
Tier 1 比率	基本的項目の額÷リスク・アセットの総額

リスク管理体制および法令等遵守体制

キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み

当組合では、近年、偽造カードによる不正払い戻し等、多発している犯罪からお客様の大切なご預金をお守りするため、下記のような対策に取り組んでいます。なお、当組合カードは、現在のところ磁気カードのみであり、ＩＣカードは発行していません。

●カード紛失受付センターへの加入

通常日のカード紛失等については営業店窓口で受け付けておりますが、時間外や休日の通帳・カードの盗難・紛失等の電話受付は、当組合営業店の留守番電話を通じて、カード紛失受付センターで終日対応しております。

	電 話 番 号	受 付 時 間
カード紛失受付センター（信組情報サービス㈱）	047－498－0151	24時間受付
営業店（本店）	0959－72－4181	
営業店（奈留出張所）	0959－64－2063	

※営業時間外や休日の場合は、カード紛失受付センターへご連絡いただくこととなります。

●ご利用限度額の制限

当組合及び提携他行でのお引出し	1口座1日あたり100万円まで
-----------------	-----------------

※対象は普通預金及びカードローンカードです。
※限度額はお客様のご希望により、300万円以内（10万円単位）で変更することができます。窓口へお申込みください。

●暗証番号、カードおよびカードご利用明細書の管理について

- ・暗証番号は、生年月日等の他人に推測されやすい番号以外をお選びください。
- ・カードは、ご本人であることを示す各種資料（運転免許証、パスポート、健康保険証など）とは別に保管されるようお願いいたします。
- ・カードご利用明細書をキャッシュコーナーに置き忘れないようにご注意ください。

※類推されやすい番号を設定の方はＡＴＭによる暗証番号変更をお勧めします。手数料等は不要です。

キャッシュカードおよび通帳などの偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み

当組合では、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預金者保護法）に対応し、ＡＴＭや窓口での不正な引き出しに対するお客様の被害額の補償を実施しています。

カ ー ド ・ 通 帳		補償となる被害	補 償 の 対 象 と な る 取 引		
			お客様に過失がない場合	お客様に過失がある場合	お客様に重大な過失がある場合
個人	キャッシュカード及び カードローンカード	偽造	被害額全額補償	被害額全額補償	補償なし
		盗難		被害額の75%補償	
共通	普通預金・貯蓄預金通帳	盗難	カード被害に準じて補償。ただし、お客様の過失により補償できない場合があります。		

（注）預金者保護法による補償内容です。過失については下記をご参照下さい。

1. お客様の重大な過失となりうる場合

重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その事例は、典型的には以下のとおりです。

 - (1) 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
 - (2) 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
 - (3) 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合
 - (4) その他本人に(1)から(3)までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
2. お客様の過失となりうる場合

 - (1) 次の①または②に該当する場合
 - ① 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
 - ② 暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
 - (2) 上記(1)のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ、②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
 - ① 暗証番号の管理
 - ア. 当組合から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するように個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
 - イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当組合の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合。
 - ② キャッシュカードの管理
 - ア. キャッシュカードを入れた財布などを自動車内など他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合
 - イ. 酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど、キャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合
 - (3) その他上記(1)、(2)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応について

●犯罪収益移転防止法

金融機関等に本人確認を義務付けていました「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（本人確認法）が廃止され、平成20年3月から新たに「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）が施行されました。

本人確認が必要となる事業者が広がりましたが、金融機関等での本人確認については大きな変更はありません。引続き本人確認にご協力をお願いしております。

■本人確認が必要な取引

- ・預金口座等の開設
- ・200万円を超える大口現金取引
- ・10万円を超える現金振込み など

■本人確認に必要な書類

個人の場合	法人の場合
・運転免許証 ・健康保険証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・母子健康手帳 ・住民基本台帳カード（氏名、住居、生年月日の記載のあるもの） ・旅券（パスポート） ・外国人登録証明書 ・その他官公庁から発行された書類等で、氏名、住居、生年月日の記載のあるもの（顔写真のあるもの） など	・登録事項証明書 ・印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの） ・その他官公庁から発行された書類等で、名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの など

※有効期限のある本人確認書類は、提示する日において有効なものである必要があります。有効期限のない本人確認書類は、提示する日の前6か月以内に作成されたものに限りします。

●金融商品取引法

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」にむけての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることを目指し、平成19年9月30日に施行されました。この法整備の具体的な内容は、大きく分けて4つの柱からなっています。

投資性の強い金融商品に対する横断的な投資者保護法制（いわゆる投資サービス法制）の構築	開示制度の充実	取引所の自主規制機能の強化	不公正取引等への厳正な対応
--	---------	---------------	---------------

当組合は金融商品取引業者として、行為規制などの法令を遵守し、顧客説明の充実をはかっています。

リスク管理体制および法令等遵守体制

コンプライアンス（法令等遵守）について

コンプライアンスとは、企業倫理を確立し法令やルール（内部規程等）を厳正に遵守するとともに、社会規範を全うすることをいいます。

当組合は、地域における協同組織金融機関として、中小零細企業者および勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上に貢献することを目的とし、ひいては地域社会の発展のために尽力する使命を負っています。一般企業に比し、より高い公共的使命をもっていることから、それに対応して社会的責任を負うことが求められています。

そのため、当組合では、これまでも自らの使命を自覚し、職務を公正に行い、社会の信頼の維持・向上に努めてきましたが、金融機関を取り巻く情勢などを考えると、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、不祥事の防止を図るとともに、反社会的勢力の排除に向けての取組をより強化する必要があります。

●基本方針

当組合は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして掲げ、「社会的責任」と「公共的使命」を柱とした企業倫理を確立し、コンプライアンス態勢を構築しています。

コンプライアンスは「金融機関の信用を確保するというリスクの管理」であり、内部的には「内部統制を基盤としたリスク管理」です。当組合は、全ての役職員に対して、内部管理の重要性を強調・明示し、コンプライアンスの維持・向上に不断的努力を行います。

●倫理綱領と行動規範

当組合は、企業倫理の確立を図り、社会的責任と公共使命を果たすことを目的として、『ふくしん倫理綱領』を制定し、役職員全員が企業倫理の確立と法令等遵守の精神をもって業務に取り組んでいます。

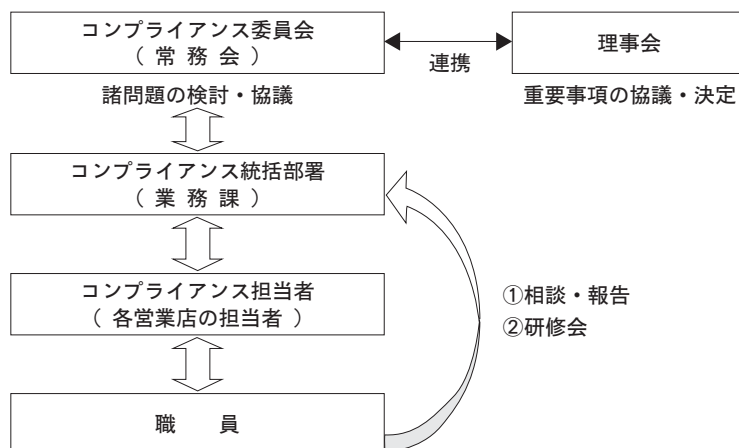
■ふくしん倫理綱領

1. 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
信用組合のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. キメ細かい金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
創意と工夫を活かした金融及び非金融サービスの提供等を通じて、地域社会の発展に貢献する。
3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
あらゆる法令やルールを厳格に厳守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営を行う。
4. 反社会的勢力の排除
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。
5. 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。

■役職員の行動規範

1. 信頼の確保
 - ① 私たちは、良識をもって節度ある行動に努めます。
 - ② 私たちは、社会の一員として各種の法令や当組合内外の規則を遵守するとともに、その精神を理解し尊重します。
 - ③ 私たちは、誠実に行動することにより信頼の確保に努めます。
 - ④ 私たちは、お客様にとってよりよいサービスを提供するように、その時々にとりうる最大限の創意工夫をもって行動します。
 - ⑤ 私たちは、常に注意深く厳正な事務を行います。
 - ⑥ 私たちは、公私混同をしません。
2. 利益相反行為等の禁止
 - ① 私たちは、信用組合の業務または職務上の地位を利用して私的な利益をはかる行為をしません。
 - ② 私たちは、社会常識を踏まえお客様との健全な関係を保ちます。
3. 情報管理
 - ① 私たちは、お客様に関する情報を厳正に管理します。
 - ② 私たちは、当組合内においても適切な情報管理に努めるとともに、他の役職員に対し、職務上必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、組織としての効果的な業務遂行に努めます。
4. 職場規律
 - ① 私たちは、人種、国籍、信条、性別、年齢、出身地等に関係なく、すべての役職員一人ひとりを尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
 - ② 私たちは、服装や言葉づかい等基本的なマナーを守り、整理整頓を心がけ、秩序ある職場づくりに努めます。

●コンプライアンスの組織体制



適切な勧誘・募集について

当組合では、金融商品に係る勧誘方針・保険募集指針を策定し、店頭で公表しています。お客様に適正な勧誘を行い、保険の代理店業務についても適切な募集となるよう内容については適時見直しをしています。

■金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心がけ、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を実施し、金融商品に関する知識の充実に努めるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理態勢の強化に努めます。

金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店窓口または下記までお問い合わせ下さい。

本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

■保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

1. 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
2. 当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破綻した場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。
3. 当組合は、取扱保険商品の中からお客様が自主的に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
4. 当組合は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
5. 当組合は、ご契約いただいた保険契約に関し、ご契約内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談へのご対応等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。

なお、ご相談・照会・お手続きの内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきますこととございます。

6. 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客様から寄せられた苦情・ご相談の内容を記録し、適切に管理いたします。

【保険契約に係るリスク】

1. 保険商品は預金等ではありません。（預金保険制度の対象外です。）
また、解約返戻金や保険金が払い込み保険料の合計額を下回る場合があります。
2. 保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社となります。
3. 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります。
（詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照下さい。）

保険契約に関する苦情、ご相談等は、下記までお問い合わせください。

本店業務課 電話：0959-72-4181 F A X：0959-72-4173

個人情報保護について

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、法等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めています。

また、この保護宣言等につきましては、営業店の窓口に掲示することにより公表していますが、内容を適時見直し改善して参ります。

●個人情報保護宣言（個人データの安全管理に関わる基本方針）

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を、別に掲載する業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的外で利用いたしません。なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

(1) 法令等により必要とされている場合

(2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別に表示する特定の者と共同利用しています。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏えい・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出ください。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、次の窓口にお申出ください。

本店業務課 電話：0959－72－4181 F A X：0959－72－4173

個人情報保護について

平成17年4月に「個人情報の保護に関する法律」が全面施行されました。

この法律は、「個人情報」の保護を目的としており、その目的を達成するため、個人情報取扱事業者に対し、守らなくてはならないルールを定めています。

当組合は、お客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うよう「個人情報保護宣言」を作成し、「個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的」とともに店頭に掲示しています。

●個人情報保護に係る業務内容ならびに利用目的

1. 業務内容

- (1) 預金業務、為替業務、融資業務およびこれらに付随する業務
- (2) 保険販売業務など、法律により信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- (3) その他信用組合が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

2. 利用目的

- (1) 各種金融商品の口座開設など、金融商品やサービスの申込の受付のため
- (2) 犯罪収益移転防止法に基づくご本人様の確認や、金融商品やサービスをご利用いただく資格などの確認のため
- (3) 預金取引や融資取引等における期日管理など、継続的なお取引における管理のため
- (4) 融資のお申込や継続的なご利用などに際しての判断のため
- (5) 適合性の原則等に照らした判断など、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- (6) 与信事業に際して、個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合など、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- (7) 他の事業者などから個人情報の処理の全部または一部について委託された場合などにおいて、委託された当該業務を適切に遂行するため
- (8) お客様との契約や法律などに基づく権利の行使や義務の履行のため
- (9) 市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
- (10) ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- (11) 提携会社などの商品やサービスの各種ご案内のため
- (12) 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- (13) 組合員資格の確認および管理のため
- (14) お客様の安全および財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯カメラの映像を利用するため
- (15) その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

3. 機微情報に関わる利用目的

機微情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報）は、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年金融庁告示第67号）に掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。また、機微情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則に基づき利用目的が限定されておりますので、同規則が定める利用目的以外では利用いたしません。

4. 個人信用情報に関わる利用目的

個人信用情報機関から提供を受けた個人信用情報は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等に基づき限定されている目的以外では利用いたしません。

リスク管理について

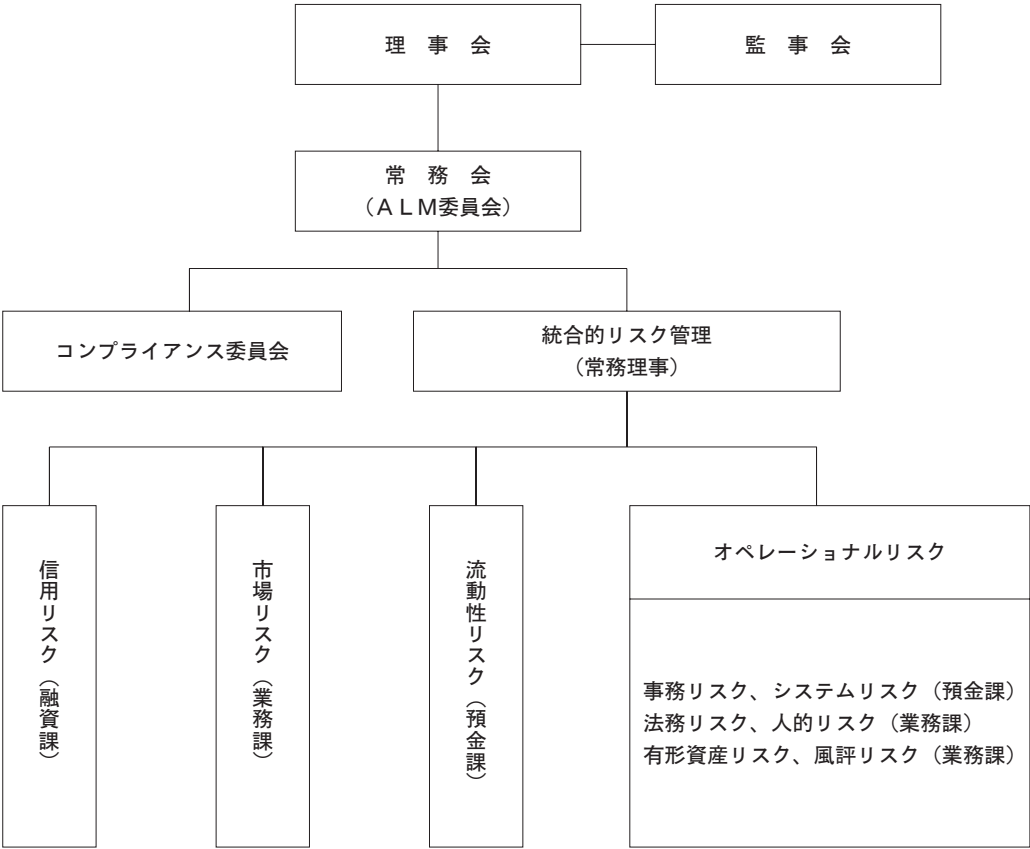
金融機関を取り巻く環境は大きく変化し、取扱業務や金融サービスは多様化・複雑化が進んでおり、リスク管理の重要性はますます高くなっています。当組合は、本来業務である融資の信用リスク管理は勿論のこと、余資運用している有価証券などの市場リスクについても、リスク管理の充実・強化に取り組んでいます。

●統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理（リスクを総体的に捉え、自己資本と対比する自己管理型のリスク管理方法）を行い、当組合の規模・特性に見合った「身の丈にあったリスク管理」態勢を構築し、PDCAサイクル（計画→実行→チェック→改善）を行うことにより当組合の限界・弱点を理解し、それを補う方策を検討して改善に取り組んでいます。

「統合的リスク管理方針」「統合的リスク管理規程」に基づき経営陣が管理すべき各種リスクについては、常務会を定期的・機動的に開催し、経営体力への影響や改善策について検討しています。

■統合的リスク管理体制



リスク管理体制および法令等遵守体制

リスク管理について

■統合的リスクについて

		内 容	管 理 方 針
信 用 リ ス ク 管 理		お客様の財務状況の悪化などにより、貸出金などの資産の価値が減少あるいは毀損し、損失を被るリスクをいいます。	信用リスクの評価にあたっては、お客様の財務状況のみならず、経営資質、技術力、成長性や個人との一体判断による償還能力などを総合的に判定し、一定基準以上の貸出については融資審査委員会で厳正な審査を実施しています。 また、信用リスクの管理に当たっては特定業種、特定グループに対する過度な与信集中を排除するため、与信枠を設定するなどしてリスク管理の強化に努めています。 さらに、自己査定により信用リスクをモニタリングして、適正な償却・引当を実施することにより、資産の健全性を堅持しています。
市 場 リ ス ク 管 理		金利、有価証券の価格、為替などのさまざまな市場の変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクをいいます。	金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどについて担当部署の業務課が毎月末リスクの計量・分析を行い、常務会（ALM委員会）に報告し、統合的リスク管理において配賦されたリスク資本の範囲内にリスクをコントロールするなど、安定的な収益の確保とリスク管理に努めています。
流 動 性 リ ス ク 管 理		資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクをいいます。	資金運用・調達状況を日々把握し、資金ポジションの適切な管理を行うとともに、保有資産の流動性確保や調達手段の多様化を図るなど、流動性リスクの管理に努めています。 また、「危機管理規程」、「危機管理対策要領」「緊急時対応マニュアル」などを定めるなど、不測の事態に対応できるよう万全を期しています。
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル リ ス ク 管 理	事 務 リ ス ク 管 理	正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを引き起こすことにより損失を被るリスクをいいます。	現金、重要印刷物、重要鍵および重要印章などの重要物の取扱にかかる事務の厳正化を図るとともに、事務処理については、相互牽制を基本とした「事務取扱要領」や「事故防止対策」を定めて、チェック体制の強化を図っています。 また、正確な事務処理と事故の未然防止に重点を置き、事務リスク管理状況について、監査及び検査を実施しています。さらに、重点項目を定めて自店検査を実施しています。
	シ ス テ ム リ ス ク 管 理	コンピュータの故障、誤作動など、システムの不備により損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。	全国133の信用組合が加盟する信組情報サービス株式会社（SKC）の運営・管理する共同オンラインシステム（勘定系・情報系・顧客管理など）を利用しています。 また、万一事故が発生した場合に損失を最小限に止めるための対応策（コンティンジェンシープラン）を講じるなど、システムの安定稼働のために万全の態勢で臨んでいます。
	法 務 リ ス ク 管 理	各種取引について、法令違反や不適切な契約などにより、損失が発生するリスクをいいます	新商品・新サービスの取扱い時および各種契約時などについて、法務リスクの未然回避に努めています。
	人 的 リ ス ク 管 理	役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当て・解雇などの問題）から生じる労務問題、健康問題、差別的行為（セクシュアルハラスメントなど）により損失を被るリスクをいいます。	業務課を人的リスクの所管部署として定め、職員に対する計画的な研修・教育の実施により、人的リスクの管理能力の向上を図っています。
	有 形 資 産 リ ス ク 管 理	自然災害やその他の事象により、当組合が保有する有形資産が毀損・損傷することにより損失を被るリスクをいいます。	業務課を有形資産リスクの所管部署として定め、設備などの日常点検や「コンティンジェンシープラン」などに基づき、リスクの削減に取り組んでいます。
	風 評 リ ス ク 管 理	市場関係者の噂、マスコミによる報道、事故やトラブルなどがきっかけとなって評判が悪化し、損失を被るリスクをいいます。	適切なディスクロージャーの実施により、経営の透明性を確保し、風評リスクの抑止に努めています。

その他の業務

業務のご案内

預金業務

預金の種類		商 品 内 容	お預入期間	お預入金額
総 合 口 座		1冊の通帳に普通預金と定期預金をセット。 定期預金をセットすることで、定期預金の90%以内、最高500万円まで自動的にご融資が受けられます。	いつでも 出し入れ事由	1円以上
普 通 預 金		いつでも自由に出し入れができる預金です。 キャッシュカードによる払い出しや振込、給与・年金などの自動受取、公共料金などの自動支払など日常のお財布代わりにご利用ください。		
貯 蓄 預 金		普通預金より有利なお利息となる個人専用の預金です。さしあたって必要のないお金の短期運用にご利用下さい。普通預金のような自動受取や自動支払にはご利用できません。		
納 税 準 備 預 金		納税のための資金を日頃から準備しておく預金です。	ご入金は自由 お引き出しは原則として納税のみ	1円以上
当 座 預 金		お取引の支払に手形、小切手をご利用いただける預金です。会社や商店などでは資金管理ができて便利です。	いつでも 出し入れ自由	1円以上
通 知 預 金		短期的にまとまった資金を有利に運用できる預金です。 払い出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日以上	1万円以上
定 期 預 金	大 口 定 期 預 金	1,000万円以上のまとまった資金の運用に最適の預金です。	1か月以上5年以内	1,000万円以上
	ス ー パー 定 期 預 金	1,000万円未満の余裕資金の運用に最適の預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。		100円以上
	変 動 金 利 定 期 預 金	お預入日の約定利率が6か月毎に見直される預金です。 個人の方は複利型の取扱いも可能です。	1年、2年 または3年	100円以上
	期 日 指 定 定 期 預 金	お利息は1年毎の複利計算となる個人専用の預金です。 据置期間（1年）経過後は、1か月前に満期日が指定でき、預金の一部解約も可能です。	1年以上3年以内	100円以上300万円未満
定 期 積 金		毎月一定の日に掛金を積み立てていく預金です。 事業の拡張資金、財産形成・結婚資金など計画的な資金づくりに最適です。	1年以上5年以内	5,000円以上

預金等の保護について

金融機関が万一破綻した場合、預金保険で保護される預金等の額は、保険の対象となる預金等のうち、決済用預金に該当するものは全額、それ以外の預金等については1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等となっています。

預 金 等 の 分 類		保 護 の 範 囲
決済用預金	当座預金・利息のつかない普通預金等	全額保護（恒久措置）
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・通知預金・貯蓄預金・納税準備預金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して 元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金・元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）・金融債（保護預り専用商品以外のもの）等		保護対象外 （預金保険の対象外）

注1. 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」の3要件を満たす預金です。

注2. 保護を超える部分とその利息等、ならびに保護対象外の預金等については、破綻した金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。）

為替・サービス業務

- 自動受取サービス（各種年金、配当金など）
- 支払サービス（公共料金、クレジット代金、保険料など）
- 送金サービス（授業料、家賃、その他）
- キャッシュカード
- 給与振込
- 年金・税務などの各種相談サービス

その他の業務

業務のご案内

融資業務

個人向けローン				
	商 品 名	内 容 と 特 色	ご 融 資 金 額	ご 融 資 期 間
お 使 い み ち ご 自 由 な ロ ー ン	カードローン・ホップ	いつでも、どこでも、カード1枚でお気軽に利用できる簡単で頼りになるローンです。20歳以上65歳以下の個人で主婦の方も気軽にご利用できます。毎月の返済も定額なので計画的に返済でき、ご融資期間中でのコース変更も可能です。	10万円～50万円以内	契 約 期 間 3 年 (自動更新) ただし、更新時 年齢65歳まで
	カードローン・ステップ		10万円～100万円以内	
	カードローン・ジャンプ	勤続（営業）年数が2年以上で、前年度の年収が極度額の3倍以上の方。	50万円～300万円以内	
	フリーローン	満20歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下の方。 かつ安定、継続した収入の見込める方。 (パート、アルバイト、主婦は30万円が限度)	10万円～300万円以内	7年以内
	シルバーライフローン	満60歳以上70歳未満の健康で返済資力のある当組合への年金振込み受給者。(前年度年収の50%以内が限度)	10万円～100万円以内	5年以内
お 使 い み ち 特 定 の ロ ー ン	目的ローン	満20歳以上65歳以下で安定、継続した収入の見込める方。 (パート、アルバイト、主婦は30万円が限度) 資金使途が明確なものに限る。	10万円～500万円以内	7年以内
	マイカーローン	満18歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下。 安定、継続した収入の見込める方。(就職内定者含む) 資金使途は、車輛購入・修理、免許取得等費用、他金融機関の車輛購入に関するローン借換費用。	10万円～500万円以内	8年以内
	奨学ローン	満20歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下の勤続年数2年以上の方。 資金使途は、受験費用、入学費用、在学費用、他金融機関の教育資金に関するローン借換費用。	10万円～500万円以内 (受験にかかる費用は100万円を上限)	10年以内
	バリアフリーローン リフォームローン	満20歳以上65歳以下で完済時年齢70歳以下の勤続年数2年以上または、安定、継続した収入の見込める方。 資金使途は、リフォーム関連資金(借換含む)、介護対策用の増改築費用、福祉車輛購入費用等。	10万円～500万円以内 または 100万円～1,000万円以内	5年以内 または 15年以内
	ふくしん住宅ローン	満20歳以上65歳未満で完済時年齢満80歳未満の方。 勤続年数2年以上または、営業年数3年以上で年間所得100万円以上の個人の方。 資金使途は、住宅の新築・購入(土地のみの購入の方は3年以内に新築条件)、建て替え、増改築、リフォーム、中古住宅の購入、他金融機関住宅ローン借換。	10万円～6,000万円以内 (大学生以下のお子様3人以上いる方は、子育て支援優遇金利があります)	35年以内 固定金利選択型 (3年、5年、10年)と変動金利選択があります

事業者向けローン（定型ローン以外の個人を含む）			
商 品 名	内 容 と 特 色	ご 融 資 金 額	ご 融 資 期 間
信用保証協会または保証会社提携ローン	協会・保証会社等の保証が得られる方は低金利の融資が可能です。	協会・保証会社の保証の範囲内	個別に協議
当組合プロパーローン	当組合の組合員（個人または法人）。 資金使途等により個別に相談。	当組合の与信限度の範囲内。	

以上の他、代理貸付業務（全信組連、商工中金、国民生活金融公庫の進学ローン等）を取り扱っております。
詳しくは、当組合営業店窓口へお問い合わせください。

総 代 会 に つ い て

1. 総代会の仕組み、機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の運営に参加することになります。

当組合では、組合員数が非常に多く、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく「総代会」制度を採用しております。

総代会は、決算、取引業務の決定、理事・監事の選挙等の重要事項を決議する組合の最高意思決定機関で、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営されます。総代会の開催につきましては毎年6月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

2. 総代とその選出方法

総代の選出につきましては、当組合の定款および総代選挙規程により実施されます。

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年、総代の定数は100人以上120人以内です。

地区別の定数は地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

(2) 総代の選出方法

地区別に総代選挙会を開催し選出しております。地区に所属する組合員の中から推薦により総代候補者名簿を作成し、選挙により選出しますが、候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として選挙は行っておりません。

3. 第51期通常総代会の決議事項

平成20年6月20日開催の第51期通常総代会において、次の報告ならびに決議事項が討議され、それぞれ原案の通り承認可決されました。

- 第1号議案 第51期計算書類等の報告と承認に関する件
- 第2号議案 第52期事業計画及び収支予算案承認に関する件
- 第3号議案 任期満了による監事選任の件
- 第4号議案 監事の報酬総額決定の件
- 第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件



第51期通常総代会 平成20年6月20日 当組合・本店

総代のご紹介

平成20年7月現在 113人（平成18年6月23日就任）

地 区	総代数	総 代 氏 名							
		(敬称略：五十音順)							
福 江	71	(有)青山電機商会	尼 崎 玄之助	(有)有川喜石材店	出 口 好 和	(株)今 村 組	浦 藤 彦	尾 崎 和 典	
		(株)大波止タクシー	海 興 水 産 (株)	垣深建機 垣深 等	(資)片岡商店	片 峰 亨	(有) 桜 島 組	(有) 釜 田 屋	
		(名)川 口 分 店	川 口 翎四郎	(株)神 田 商 会	北 島 千代福	(有)九 州 開 発	郡 家 重 治	小 石 薫	
		五 島 運 輸 (株)	五 島 化 薬 (株)	(株)五 島 式 典 社	五島技建工業(株)	五 島 自 動 車 (株)	五 島 乳 業 (協)	(有)西海タクシー	
		(株) 才 津 組	(株)才津政男商店	才 津 勝	才 津 祐 造	堺 末 喜	(株)坂口工業	(株)崎山建設	
		(株) 三 和	(株)チューオー	(有) 戸 川 組	富 山 勇	中 尾 盡 一	中 島 盛 男	長 浜 五十和	
		野 口 喬 史	(有)野 崎 電 機	(有)野 田 商 事	(有)橋本自動車商会	萩 原 利 彦	(株)萩 原 組	畑 中 キヌエ	
		畑 中 久 稔	早 瀬 博 道	(有)福江清掃社	(株)福江薬局	福江ケーブルテレビ(株)	藤 原 正 廣	(有)船越商事	
		堀 本 栄 一	松 本 和 哉	的 野 圭 志	マ ル イ (株)	三 崎 正 春	梁 瀬 栄	(有) ヤ グ チ	
		山 一 資 材 (株)	(有)山田呉服店	山 田 洋 一	山 中 太 一	山 本 登	山 本 稔	(資)山本履物店	
		和 田 稔							
岐 宿	7	(株) 出 口 組	菊 谷 一 志	(有)菊谷工建	小 倉 鹿太郎	中 山 権一郎	(有)柳田建材	(有)山 下 組	
富 江	7	鬼 塚 邦 彦	釜 我 鉄 山	樽 本 寿 一	富 江 商 業 (協)	保 田 哲	(株)三 浦 組	三 浦 洋 介	
奈 留	28	石 本 初 治	岩 村 清 人	小河原 悟	柿 森 誠	小 島 政 夫	窄 中 静 磨	城 田 正 明	
		城 田 章一郎	鈴 木 信 吉	田 中 稔	田 中 儀 人	夏 井 俊 郎	夏 井 忠 志	夏 井 寅 男	
		永 峯 満	野 茂 勇 雄	橋 口 卓 臣	橋 口 進	橋 口 剛 一	長谷川 春 己	浜 村 三 雄	
		福 嶋 熊 雄	松 下 登	村 木 栄	山 中 忠 義	築 瀬 善 正	山 下 公 生	山 口 忠 允	

店舗・地区一覧

店舗一覧（事務所の名称・所在地・自動機器設置状況）

店 舗	所 在 地	電 話	自 動 機
本店営業部	〒853-0002 五島市中央町 8 番地15	0959-72-4181	ATM 1 台
奈留出張所	〒853-2201 五島市奈留町浦1818- 4	0959-64-2063	CD 1 台



本店の役職員一同



奈留出張所の職員

地区一覧



手数料一覧 （平成20年 7 月現在、単位：円）

●為替手数料

種 類			組 合 員	組合員外	
窓 口 振 込	当組合同一店内		3 万円未満	105	210
			3 万円以上	210	420
	当組合他店宛		3 万円未満	210	315
			3 万円以上	315	525
	他 行 宛 (当組合以外)		3 万円未満	525	630
			3 万円以上	630	840
※ A T M振込 (カード扱い)	当組合 カード	当組合宛	3 万円未満	0	105
			3 万円以上	0	210
		他 行 宛	3 万円未満	315	420
			3 万円以上	420	630
	他 行 カード	当組合宛	3 万円未満	/	420
			3 万円以上		630
		他 行 宛	3 万円未満		525
			3 万円以上		735
取 立	同一手形交換所内		210	210	
	隔 地 間 (その他の金融機関宛)	至急扱い	630	840	
		普通扱い	525	735	
そ の 他	振込・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料		630	840	

※ A T M 振込（他行カード振込業務）の提携先は、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組です。なお、カードでのみ取扱い、現金でのご利用はできません。
A T M 振込は、1 日当たりのご利用限度は100万円以内です。
A T M 振込の午後 3 時以降のご利用は、振込予約（翌営業日付）となります。

CD・ATM手数料（払戻 1 回につき）		当組合カード	そ の 他
平 日	18 時 まで	0	105
	18 時 以 降	105	210
土 曜 日	14 時 まで	0	105
	14 時 以 降	105	210
日 曜 日 ・ 祝 日		105	210
年 末 ・ 年 始		105	210

※ C D ・ A T M での 1 日あたりの払戻限度は100万円以内です。

●その他の手数料

種 類			料 金
当座預金	小切手帳	1 冊 (50枚)	630
	約束手形帳	1 冊 (50枚)	840
	マル専口座開設	1 件	3,150
	マル専手形用紙	1 枚	525
自己宛小切手発行		1 枚	525
通帳証書等再発行		1 件	1,050
カード再発行		1 件	1,050
証明書発行	残高証明書	1 通	420
	融資証明書	1 通	10,500
	その他証明書	1 通	420

（上記の手数料には消費税が含まれております）

索引

このディスクロージャー誌は、協同組合による金融事業に関する法律（協金法）第6条第1項において準用する銀行法第21条および「自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成19年3月23日付 金融庁報告第17号）」に基づき作成しています。各開示項目は、以下のページに掲載しています。

信用協同組合等の業務および財産に関する事項 (協金法施行規則第69条)	
【概況・組織】	
事業方針	3
* 事業の組織	2
* 役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）	2
* 店舗一覧（事務所の名称・所在地）	29
自動機器設置状況	29
地区一覧	29
組合員数	7
* 子会社の状況	該当なし
【主要事業内容】	
* 業務のご案内（主要な事業の内容）	26～27
【業務に関する事項】	
* 事業の概況	3
* 経常収益	7
業務純益	7
* 経常利益（損失）	7
* 当期純利益（純損失）	7
* 出資総額、出資総口数	7
* 純資産額	7
* 総資産額	7
* 預金積金残高	7
* 貸出金残高	7
* 有価証券残高	7
* 単体自己資本比率	7
* 出資に対する配当金	7
* 職員数	7
【主要業務に関する指標】	
* 業務粗利益および業務粗利益率	7
* 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	7
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り	8
* 受取利息、支払利息の増減	7
役務取引の状況	7
その他業務収支の内訳	8
経費の内訳	6
* 総資産経常利益率	8
* 総資産当期純利益率	8
【預金に関する指標】	
* 預金種目別平均残高	9
預金者別預金残高	9
財形貯蓄残高	該当なし
職員1人当り預金残高	8
1店舗当り預金残高	8
【貸出金等に関する指標】	
* 貸出金種類別平均残高	9
* 貸出金担保の種類別残高	9
* 貸出金使途別残高	9
* 貸出金業種別残高・構成比	9
* 預貸率（期末・期中平均）	8
消費者ローン・住宅ローン残高	9
* 代理貸付残高の内訳	8
職員1人当りの貸出金残高	8
1店舗当りの貸出金残高	8
【有価証券に関する指標】	
* 商品有価証券の種類別平均残高	該当なし
* 有価証券の種類別平均残高	9
* 預証率（期末期中平均）	8
【経営管理体制に関する事項】	
* 統合的リスク管理体制	24～25
* コンプライアンス（法令等遵守）体制	20
* 個人情報保護について	22～23
【財産の状況】	
* 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	4～6
* リスク管理債権の状況	10
# 金融再生法開示債権の状況	10
* 有価証券、金銭の信託等の評価	8
外貨建資産残高	該当なし
オフバランス取引の状況	該当なし
先物取引の時価情報	該当なし
オプション取引の時価情報	該当なし
* 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	14
* 貸出金償却額	14
* 法定監査の状況	6
* 財務諸表の正確性の検証	6
信用協同組合等及び子会社等の業務及び財産に関する事項 (協金法施行規則第70条)	
* 信用協同組合等及びその子会社等の概況に関する事項	該当なし
* 主要な業務に関する事項	該当なし
* 直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項	該当なし
自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 (平成19年3月23日付金融庁告示第17号)	
【定性的な開示事項】	
* 連結の範囲に関する事項	該当なし
* 自己資本の調達手段の概要	11
* 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	12
* 信用リスクに関する次に掲げる事項	
① リスク管理の方針及び手続きの概要	13
② 標準的手法が適用されるポートフォリオについて次に掲げる事項	14
◦ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
◦ エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	
* 信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要	15
* 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスク管理の方針及び手続きの概要	該当なし
* 証券化エクスポージャーに関する事項	該当なし
* オペレーショナルリスクに関する次に掲げる事項	15
◦ リスク管理の方針及び手続きの概要	
◦ オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称	
* 出資金等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	16
* 金利リスクに関する次に掲げる事項	16
◦ リスク管理の方針及び手続きの概要	
◦ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	

【定量的な開示事項（単体）】

* 自己資本の構成に関する事項	11
◦ 基本的項目の額等	
◦ 自己資本比率告示第14条に定める補完的項目の額	
◦ 自己資本比率告示第15条に定める控除項目の額	
◦ 自己資本の額	
* 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
◦ 信用リスクに対する所要自己資本の額及び	
ポートフォリオ区分ごとの額	12
◦ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額	12
◦ 単体自己資本比率及び自己資本比率告示第11条の	
算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合	11
自己資本比率告示第11条の算式の分母の額に4%を乗じた額	12
* 信用リスク（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項	
◦ 期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	13
◦ 地域別・業種別・残存期間別の額及び地域別・業種別の内訳	13
◦ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高及び	
区分ごとの内訳	13
◦ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債券引当勘定の	
期末残高及び期中の増減額	14
◦ 業種別の貸出金償却の額	14
◦ リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を	
勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第5条第1項第2号	
及び第5号の規程により資本控除した額	14
* 信用リスク削減手法に関する事項	15
◦ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
◦ 保証又はクレジット・デリバティブが適用された	
エクスポージャーの額	
* 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の	
リスクに関する事項	15
* 証券化エクスポージャーに関する事項	15

* 出資等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	16
◦ 貸借対照表計上額、時価及び上場・非上場別の貸借対照表計上額	
◦ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	
◦ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない	
評価損益の額	
◦ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	
* 金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益	
または経済価値の増減額	16

【定量的な開示事項（連結）】 該当なし

【その他の業務】

内国為替取扱実績	8
外国為替取扱実績	該当なし
公共債窓販実績	該当なし
公共債引受額	該当なし

【その他】

ごあいさつ	2
トピックス	3
社会的責任と地域貢献活動	3
当組合の考え方	3
沿革・あゆみ	2
キャッシュコーナーや窓口での犯罪防止の取り組み	18
キャッシュカードおよび通帳などの	
偽造・盗難被害等に対する補償の取り組み	18
金融商品に係る勧誘方針／保険募集指針	21
犯罪収益移転防止法／金融商品取引法への対応	19
預金等の保護	26
総代会のしくみ	28
総代氏名一覧	28
手数料一覧	29

（注）財務データについては金額単位未満を切捨処理のため合計と一致しない場合があります。

* 印は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項で規定されている法廷開示項目です。

印は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に規定されている法廷開示項目です。

“豊かな地域社会づくりに奉仕する”

福江信用組合

〒853-0002 長崎県五島市中央町8番地15
TEL:0959-72-4181 FAX:0959-72-4173